

市町福祉避難所
設置・運営マニュアル
(県モデル)

静岡県健康福祉部

平成26年1月

(令和5年3月改訂)

目 次

はじめに	1
1 福祉避難所	2
(1) 福祉避難所とは	2
(2) 福祉避難所の運営体制	2
2 要配慮者・避難行動要支援者	3
(1) 要配慮者とは	3
(2) 避難行動要支援者とは	3
3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画	3
(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画に係る全体的な考え方の整理	3
(2) 避難行動要支援者名簿	4
(3) 個別避難計画	4
4 自主防災組織の体制等	6
(1) 自主防災組織の体制等	6
5 本マニュアル（県モデル）の位置づけ	7
(1) 関連するマニュアル等との位置づけ	7
第1章 平常時における取り組み	8
1 指定福祉避難所の受入対象となる者の把握	8
(1) 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握	8
2 指定福祉避難所の指定及び公示、周知	8
(1) 指定福祉避難所の指定及び公示	8
(2) 宿泊施設への指定福祉避難所設置	10
(3) 指定避難所を活用した要配慮者受入れ	11
(4) 指定福祉避難所の周知徹底	11
(5) 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整	12
3 指定福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成、訓練等の実施	12
(1) 設置・運営マニュアルの作成、訓練等の実施	12
(2) 指定福祉避難所のルール等の普及啓発	12
4 指定福祉避難所の施設整備	13
(1) 指定福祉避難所の施設整備	13
5 物資・器材・人材・移送手段の確保	13
(1) 物資・器材の確保	13
(2) 支援人材の確保	14

(3) 移送手段の確保	15
6 社会福祉施設、医療機関等との連携	15
(1) 指定福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化	15
(2) 緊急入所等への対応	16
第2章 災害時における取り組み	17
1 指定福祉避難所の開設	17
(1) 災害状況の把握、開設の判断	17
(2) 人員の配置	17
(3) 開設の周知	17
(4) 開設の期間	17
2 指定福祉避難所の運営	17
(1) 要配慮者等の受け入れ	18
(2) 避難者名簿の作成・管理	18
(3) 福祉避難所レイアウトの作成	18
(4) 人材（支援者）の確保	19
(5) 食料・物資の配給と管理	21
(6) トイレに関する対応	21
(7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応	21
(8) 防疫に関する対応	21
(9) 問い合わせへの対応	22
(10) 取材等への対応	22
3 指定福祉避難所における要配慮者への支援	22
(1) 要配慮者の支援	22
(2) 福祉サービスの提供	23
(3) 相談窓口の設置	23
(4) 緊急入所等の実施	23
4 指定福祉避難所の解消	23
(1) 統廃合と解消	23
第3章 指定福祉避難所の開設・運営の流れ	24
第4章 指定福祉避難所への避難者の流れ	25
第5章 参考資料	26
1 指定福祉避難所の設置に係る費用の取扱い	26
2 要配慮者の特徴と留意事項	27

はじめに

東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害のある人の犠牲者の割合についても、被災住民全体のそれと比較して2倍程度に上ったといわれている。

近年の災害においても高齢者や障害のある人が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。また、障害のある人の避難が適切になされなかった事例もあった。

高齢者や障害をもった方々など特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけでなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で、長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧・復興に向けての生活再建フェーズへの移行に困難を生じているケースも見られる。

こうしたことを踏まえ、国は、平成28年4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を作成し、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則の改正（令和3年5月）を踏まえ、令和3年5月にこれを改正した。

市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）は、国ガイドラインに要配慮者、避難行動要支援者といった用語の定義、個別避難計画の策定の流れや福祉避難所設置促進モデルの位置づけを加えたものとなっており、令和3年5月の国ガイドラインの改正や、令和3年7月に熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した土石流災害での事例等を踏まえ、このたび改正する。

国ガイドラインや取組指針と合わせて本マニュアルを活用することで、市町の福祉避難所に対する理解が進み、確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する被災者へのよりよい対応が実現することが期待される。

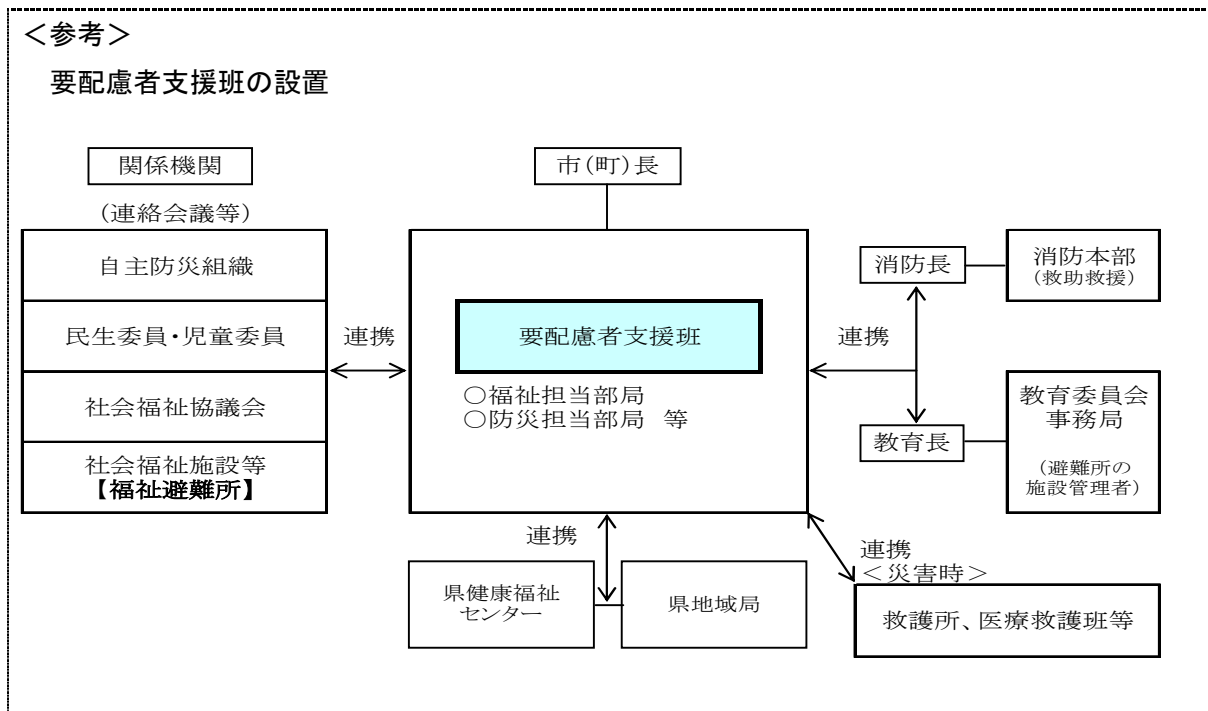
1 福祉避難所

(1) 福祉避難所とは

- ▶ 福祉避難所は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等である。
 - ・福祉避難所の受入対象となる者は、要配慮者のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者、及びその家族である。
 - ・特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであり、原則として福祉避難所の受入対象者とはしていない。
- ▶ 災害対策基本法第 49 条の 7 において、市町村長は、指定避難所を指定したときは、法第 49 条の 4 の準用により公示することとしている。指定避難所の公示については、災害対策基本法施行規則（第 1 条の 7 の 2）において、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 1 号から第 4 号までに定める基準にのみ適合する施設を「指定一般避難所」、同条第 1 号から第 5 号までに定める基準に適合する施設を「指定福祉避難所」として公示することとした（令和 3 年災害対策基本法施行規則改正）。

(2) 福祉避難所の運営体制

- ▶ 要配慮者の避難支援業務を実施するために市町は防災担当部局と福祉担当部局を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設置し、関係機関と連携して福祉避難所の運営に当たる。



2 要配慮者・避難行動要支援者

(1) 要配慮者とは

- ▶ 要配慮者とは、災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者であり、高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア（※）を必要とする人なども、特に配慮を要する者として想定されている。
 - ・外国人も災害発生時には支援が必要な人となる。
- ※医療的ケア：人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者をいう。

(2) 避難行動要支援者とは

- ▶ 要配慮者のうち、災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするものをいう。

<参考>

避難行動要支援者の例

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ③ 重度以上と判定された知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※資料：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）から抜粋

3 避難行動要支援者名簿・個別避難計画

(1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画に係る全体的な考え方の整理

- ▶ 災害対策基本法において、市町は、まず、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとするとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、全体計画を策定することが適当であるとされていた。
- ▶ 令和3年の災対法改正等を踏まえた取組の実施に当たり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

(2) 避難行動要支援者名簿

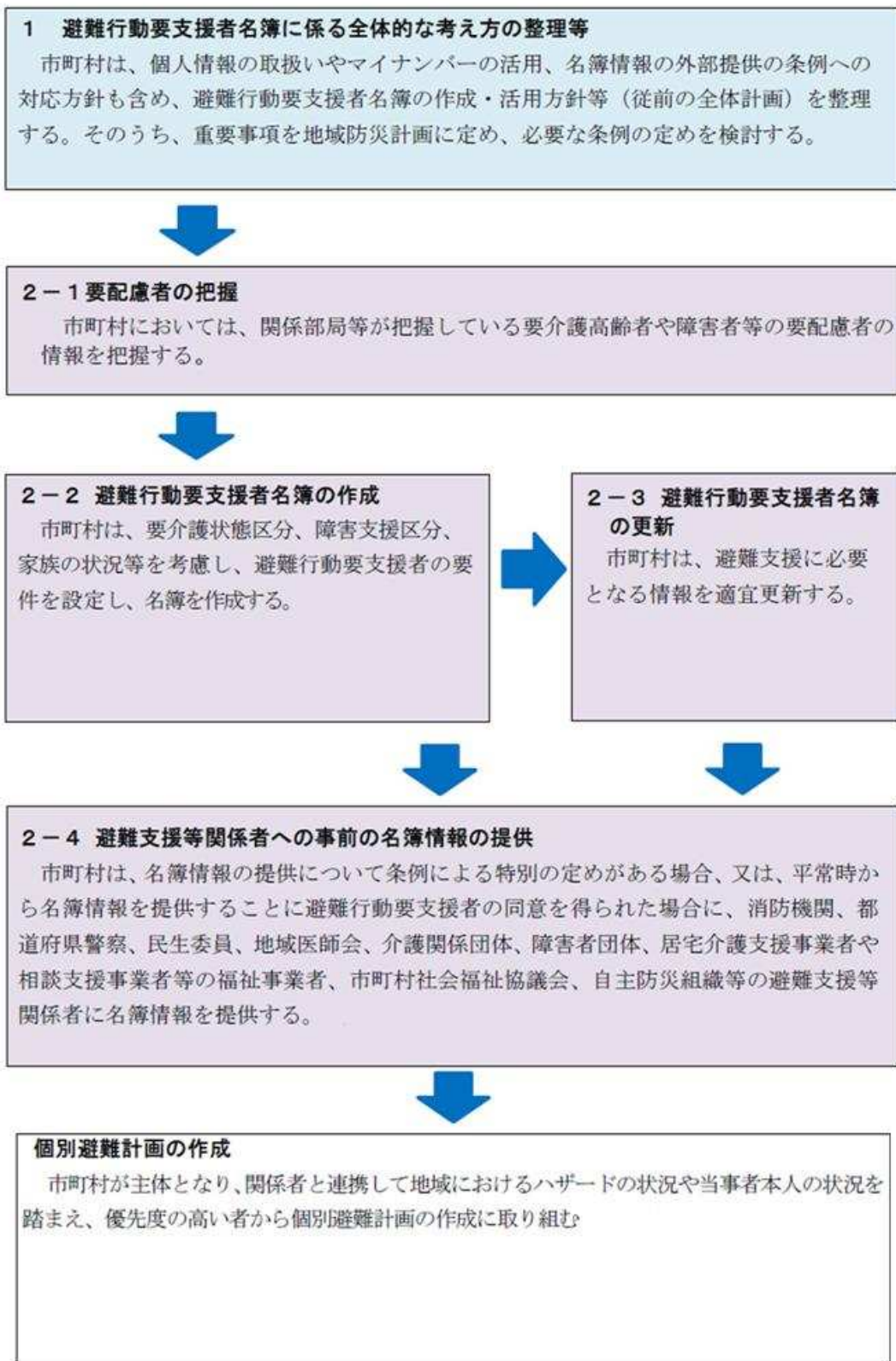
- 避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿であり、市町長に作成が義務づけられている。
- 掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

(3) 個別避難計画

- 市町が主体となり、市内の防災・福祉などの関係部署や市外の福祉専門職、民生委員、町内会・自治会、自主防災組織等と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組まなければならない。
- 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

<参考>

避難行動要支援者名簿・個別避難計画に係る全体的な考え方の整理



※資料：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当））から抜粋

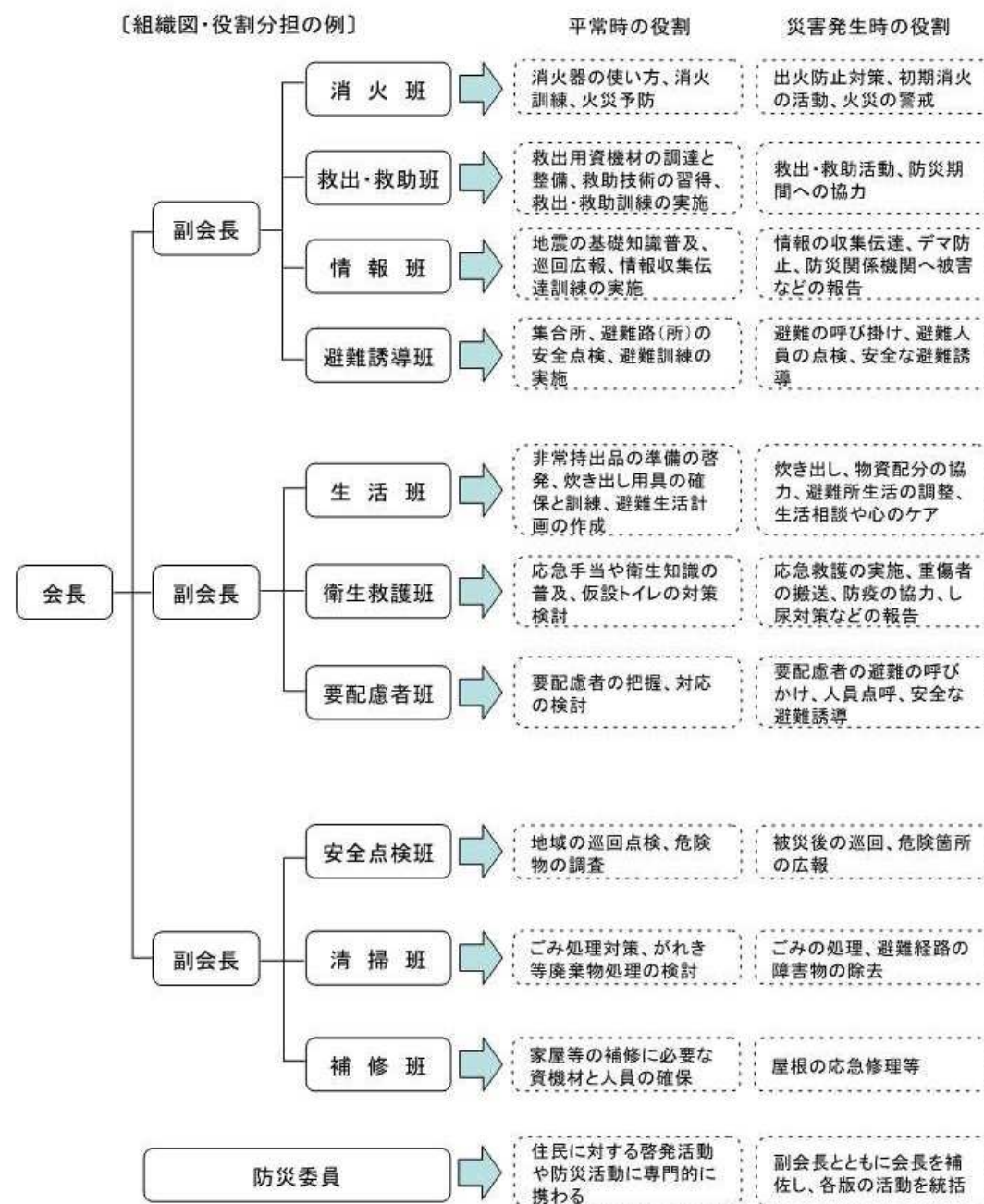
4 自主防災組織の体制等

(1) 自主防災組織の体制等

- ▶ 物資・器材の確保、情報の収集・伝達など、福祉避難所を運営していく上で、自主防災組織との連携は重要となるため、自主防災組織の体制等を把握し、適時適切な支援等を求めていく。

<参考>

自主防災組織の体制と役割分担



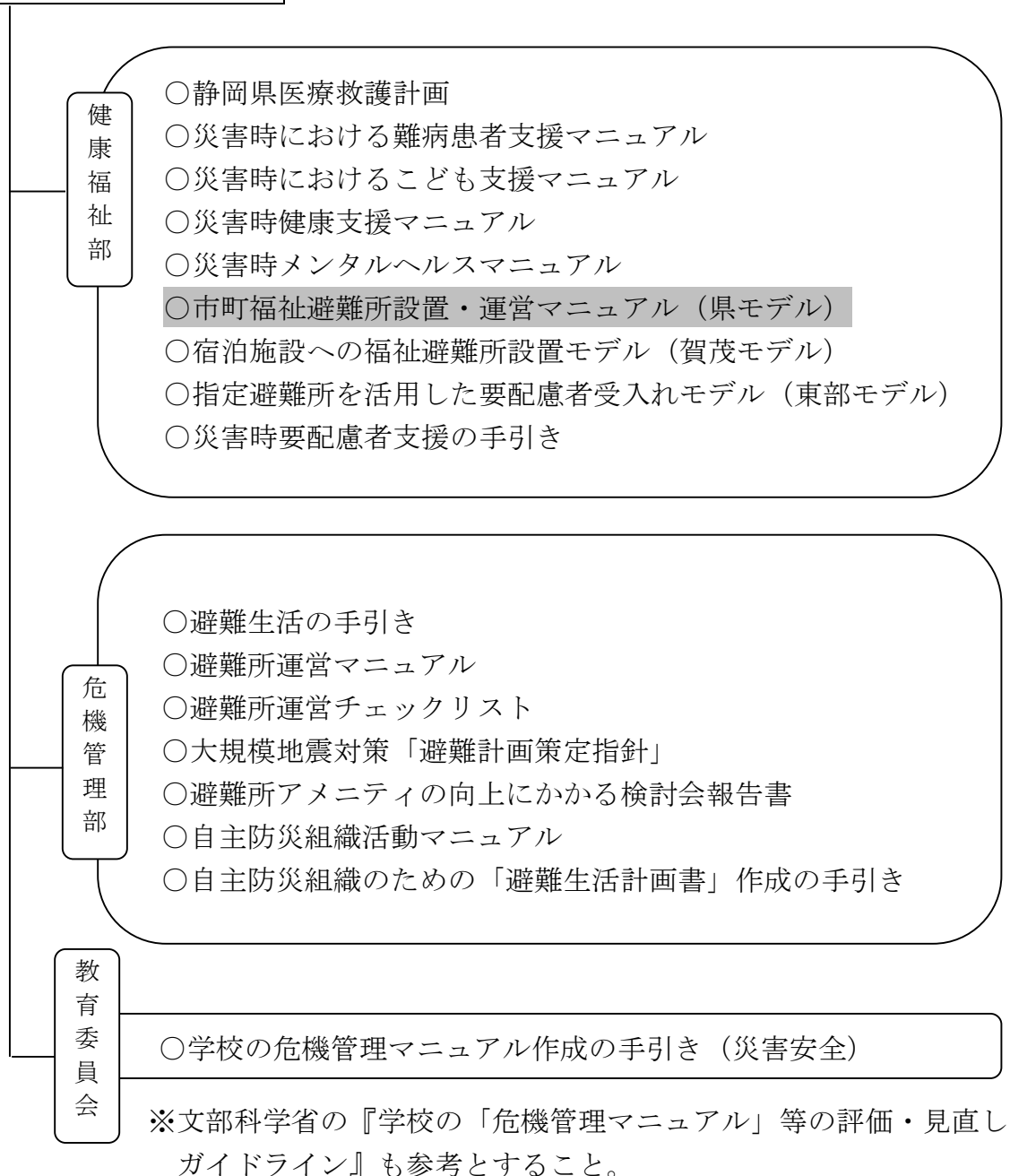
※資料：「自主防災組織活動マニュアル」（静岡県）を参照し作成

5 本マニュアル（県モデル）の位置づけ

(1) 関連するマニュアル等との位置づけ

- 福祉避難所の設置・運営を円滑に行うためには、医療救護活動や健康支援活動等との連携が必要となる。主な活動マニュアル等と、その中での福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）の位置づけを次のとおり示す。

静岡県地域防災計画



※福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府（防災担当））

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府（防災担当））

第1章 平常時における取り組み

1 指定福祉避難所の受入対象となる者の把握

(1) 指定福祉避難所の受入対象となる者の概数の把握

- ○○市（町）は、指定福祉避難所の指定数・整備数を検討するための基礎資料として、指定福祉避難所の受入対象となる者の概数を把握する。
 - ・指定福祉避難所の受入対象となる者としては、高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする人も対象になると考えられる。
- ○○市（町）は、上記のうち、既存統計や避難行動要支援者名簿、個別避難計画等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や障害者団体及び難病・小児慢性特定疾病患者団体からの情報についても活用し、把握する。
 - ※27頁以降に要配慮者の特徴と留意事項を掲載しているのので、指定福祉避難所の設置・運営に当たって十分留意する。

2 指定福祉避難所の指定及び公示、周知

(1) 指定福祉避難所の指定及び公示

- ○○市（町）は、災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れるため、災害対策基本法の基準を踏まえ、必要な要件を備える市町内の福祉施設等を指定福祉避難所として指定する。
 - ・利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。
 - ア 一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等）
 - イ 社会福祉施設（老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）
 - ウ 宿泊施設（公共・民間）
 - エ 防災センター、地域交流センター等
 - ・指定する施設として、以下の要件が考えられる。
 - ア 施設の安全性の確保（耐震・耐火構造、危険区域外）
 - イ 施設内の要配慮者の安全性の確保（バリアフリー化）
 - ウ 要配慮者の避難スペースの確保（特性を踏まえた空間の確保）
- ○○市（町）は、民間の社会福祉施設や県立施設など、市（町）が有する施設以外の施設を指定する場合は、当該施設管理者との間で十分調整をし、指定福祉避難所の指定に関する協定を締結する。
- ○○市（町）は、指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当

該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町
長が必要と認める事項を公示するものとした。

＜参考＞

避難所の設定基準

- ア 避難所は、原則として地震災害危険予想地域を避けて選定する。
- イ 避難所として使用する建築物は、原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物を選定する。また、建築物が地震等により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地が有ることが望ましい。
- ウ 屋外に避難所を設ける場合には、あらかじめテント等の備蓄、調達を検討する。
- エ 避難所での生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊などの利便性を考慮して選定する。
- オ 想定される被害の程度や、被災者数を勘案し、かつ、居住地への近接性を考慮して適切な配置を確保する。
- カ 市町が指定した避難所での生活が困難な要配慮者のために、社会福祉施設、宿泊施設等を福祉避難所として事前に選定する。
- キ 避難所の必要面積は、県第4次被害想定 of 建物被害棟数から推計して求める。

※資料：「避難計画策定指針」（静岡県）から抜粋

＜参考＞

福祉避難所及び一般の避難所内に要配慮者スペースを設置した場合の留意点

指定福祉避難所として指定していない特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設の利用は、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ①緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
- ②緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
- ③要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

指定福祉避難所として指定していない公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等を発災後に福祉避難所として設置した場合には、次の理由から、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。

- ①公的な宿泊施設又は旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするからである。
- ②福祉避難所の設置、維持及び管理を委託することはできるが、この場合、当該施設で通常提供されるサービスの提供を求めるものではなく、福祉避難所の運営等を委託するものである。

※資料：「災害救助事務取扱要領」（内閣府）から抜粋

(2) 宿泊施設への指定福祉避難所設置

- ▶ 寝具や個室が整った宿泊施設では、要配慮者へのよりよい対応が期待できるため、〇〇市（町）は、宿泊施設を指定福祉避難所として活用していくため、個別の宿泊施設との協議による指定福祉避難所への指定や、同業者組合等との災害時における協力関係に係る協定の締結を進める。
- ▶ 宿泊施設の指定福祉避難所への指定、設置・運営体制の構築、運営人材・物資の確保などについて、県が作成した「宿泊施設への福祉避難所設置モデル（賀茂モデル）」を参考にして進める。

<参考>

協定締結事例（県） 「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」

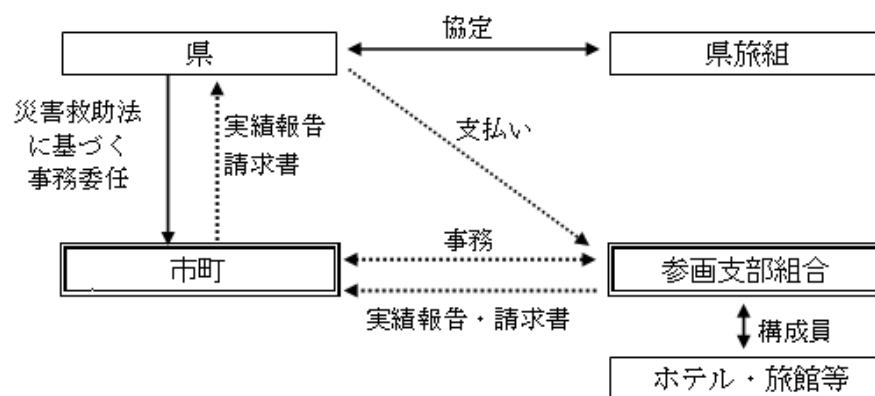
(1) 基本事項

区分	内容	考え方
対象災害	災害救助法の適用を受ける大規模災害	・市町が県協定を活用するケースは、災害救助法が適用される大規模災害の場合と考えられるため。
対象者	要配慮者等	・福祉避難所の対象者
協力の範囲	宿泊、入浴、食事、移送	・災害救助法の救助の種類の範囲内のサービスとする。
費用	地域における通常の実費	・災害救助法で認められる額（内閣府と協議）
市町負担	市町負担なし （災害救助法の範囲内）	・災害救助法の対象となるため。

(2) 参画状況（令和4年2月時点）

- ・静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合傘下の48組合・684軒のうち40組合・643軒が参画する。（参考：令和2年1月30日：34組合・595軒）

(3) スキーム等



※留意事項

- ・支部組合が対応困難な場合、直接、個別のホテル・旅館に市町は要請
- ・高齢者等避難が発令されたときに、あらかじめ登録している避難行動要支援者を受け入れてもらう場合など、災害救助法が適用されない場合であっても本協定を準用することは可能（ただし、要した費用は市町負担）

(3) 指定避難所を活用した要配慮者受入れ

- ▶ 福祉的支援の環境が整った社会福祉施設等において十分に要配慮者の受入れができることが理想であるが、これらを十分に確保できない場合や、開設までに時間を要する場合を考慮し、学校や公民館、地区センターなどの指定避難所の一角に要配慮者のための避難スペース（要配慮者スペース、福祉避難スペース）を設ける。
※要配慮者スペース：指定福祉避難所の開設準備や移送体制確保の間、指定避難所において要配慮者が一時的に過ごすことができるスペース
福祉避難スペース：要配慮者スペースのうち、要配慮者に対する福祉的な相談・支援を行う体制整備や、指定福祉避難所での専門的な支援を必要としない要配慮者が避難生活を送ることができる環境整備により、一定の福祉ニーズに対応できるもの
- ▶ 畳など床の柔らかい部屋（武道場等）や、間仕切りの多い場所を活用することとし、出入口に近い、手洗いに近い等、移動の利便性を考慮する。
- ▶ 関係機関との連携、指定福祉避難所との連携、人材・物資の確保等について、県が作成した「指定避難所を活用した要配慮者受入れモデル（東部モデル）」を参考にして進める。

(4) 指定福祉避難所の周知徹底

- ▶ ○○市（町）は、災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、指定福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、設置基準、ルール等）を広く住民に周知する。特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。
※福祉避難所へ受け入れについては、16頁<参考>福祉避難所へ受け入れる要配慮者の優先順位等に注意する。

<参考>

指定福祉避難所の周知

指定福祉避難所の指定又は指定の取り消しをした場合は、その施設の情報（場所、受入可能人数、設備内容等）について、要配慮者を含む地域住民に対し、周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

※資料：「災害救助事務取扱要領」（厚生労働省）から抜粋

<参考>

「避難行動要支援者マップ」の活用

避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の所在地や避難経路が地図情報により確認できる「避難行動要支援者マップ」が作成されている地域においては、指定福祉避難所に係る情報等についてもマップ上に反映させ、指定福祉避難所の周知徹底に活用する。

(5) 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整

- ○○市（町）は、指定福祉避難所へ直接避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の策定プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。

＜参考＞

福祉避難所に直接に避難する仕組みと、一般避難所内の福祉避難スペースに避難してから福祉避難所に避難する仕組みを構築（新潟県上越市）

社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設を福祉避難所に指定。

福祉避難所は、要介護認定のある高齢者（要介護度4又は5の認定を受けた人のうち、特別な医療ケアが必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯のいずれかに該当する人）及び障害のある人（身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかを所持している人のうち、障害支援区分5又は6の認定を受けた人）を対象。

あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指定されている人は、自宅から直接に避難。

福祉避難所が指定されていない人は、まず近くの指定避難所内の福祉避難スペースを利用。



3 指定福祉避難所の設置・運営マニュアルの作成、訓練等の実施

(1) 設置・運営マニュアルの作成、訓練等の実施

- ○○市（町）は、職員、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族等、幅広い関係者が参加し、要配慮者の避難支援対策に関する訓練及び研修会等を実施する。
- 福祉避難所の設置・運営マニュアルを市町及び指定福祉避難所職員等が参加して作成し、訓練や点検により定期的に見直しを行う。

(2) 指定福祉避難所のルール等の普及啓発

- ○○市（町）は、災害時において円滑に指定福祉避難所が設置・運営できるよう、平時から自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族等に対して、要配慮者の避難支援対策、指定福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発する。

4 指定福祉避難所の施設整備

(1) 指定福祉避難所の施設整備

- ○○市（町）は、施設管理者と連携し、指定福祉避難所として必要な施設整備を行う。
 - ・ バリアフリー化（段差解消、スロープ設置、障害者用トイレ設置等）
 - ・ 通風・換気の確保
 - ・ 冷暖房設備の整備
 - ・ 非常用発電機の整備
 - ・ 情報関連機器の整備（多様な情報伝達手段の確保）
 - ・ その他必要と判断される施設整備

<参考>

「防災拠点型地域交流スペース整備事業」の活用

社会福祉施設整備費の対象施設のうち、創設、増改築等を行う施設で、地域交流スペースの整備と併せて、災害時において避難生活が必要となった要配慮者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する「防災拠点型地域交流スペース整備事業」を活用する。

5 物資・器材・人材・移送手段の確保

(1) 物資・器材の確保

- ○○市（町）は、施設管理者と連携し、指定福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る。
 - ・ 介護用品、衛生用品、生理用品
 - ・ 要配慮者に配慮した食料（アレルギー体質含む）、飲料水
 - ・ 車いす、ストーマ用装具等の補装具や日常生活用具等
 - ・ 携帯トイレ（主として洋式便器で使用）
 - ※水がいらず、バリアフリーで自ら使えるものが望ましい。また職員用も配慮するのが望ましい。
 - ・ 非常用電源の確保又は発電機など
 - ※精密器具にも使えるもの、電気自動車から給電できるもの、かつ冷暖房を動かせる200V対応のものが望ましい。
 - ・ マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資
- ○○市（町）は、災害時に速やかに物資・器材（発電機等）を確保できるよう、調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図る。
- ○○市（町）は、福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保し、指定福祉避難所に供給してもらえるよう、事前に関係団体・事業者等と協定を締結するなどの

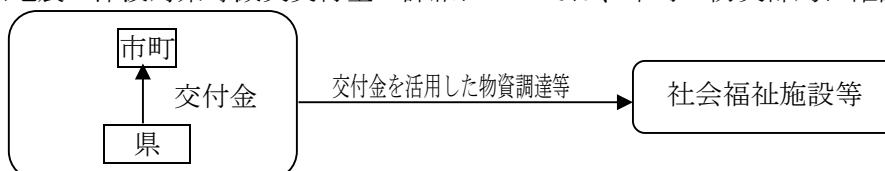
連携を図る。

<参考>

「地震・津波対策等減災交付金」の活用

地震・津波対策等減災交付金では、通常の備蓄資器材のほか、介護用品や衛生用品など要配慮者の避難生活に必要な備蓄物資として対象となるものもあるため、地震・津波対策等減災交付金を積極的に活用し備蓄する。

※地震・津波対策等減災交付金の詳細については、市町の防災部局に確認する。



<参考>

協定締結事例（藤枝市）

「災害時における被災要介護者等への支援に関する協定」

ア 協定の相手 しだ介護サービス事業者協議会

イ 協定の目的 災害時における避難所等での介護保険サービスの提供や介護用品等の供給及び当協議会の事業所での被災要介護者等の一時受入を円滑に実施する。

ウ 協定の内容 ・避難所での訪問サービスの提供
・避難所での福祉用具貸与の提供
・避難所での介護用品等の供給 等

<参考>

協定締結事例（静岡市）

「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」

ア 協定の相手 一般社団法人日本福祉用具供給協会

イ 協定の目的 災害が発生した場合における物資（福祉用具）の調達及び供給

ウ 協定の内容 ・物資の供給についての協力要請
・優先的な物資の供給 等

(2) 支援人材の確保

- ○○市（町）は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な有資格者等の専門的人材（保健師、看護師、薬剤師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、ケアマネージャー等）の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害時に人的支援を得られるよう連携を図る。（社会福祉施設の災害時相互応援協定など）

＜参考＞

身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携

指定福祉避難所では生活相談を受けられる体制が必要となるが、障害のある人は、医療、生活、施設など相談内容が幅広くかつ専門的であるため、身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携体制を構築しておく。

(3) 移送手段の確保

- ▶ ○○市（町）は、一般の避難所から指定福祉避難所への移送、指定福祉避難所間での移送、または指定福祉避難所から緊急的な入所施設・医療機関等への移送に関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、関係機関と協議し、あらかじめ決めておく。

＜参考＞

個別避難計画の整備

一時避難所から指定福祉避難所への避難については、原則として、避難行動要支援者及びその家族が、避難支援等関係者による支援を得て避難することになるため、避難支援者の特定など、より具体的な個別避難計画を作成しておくことが重要である。

また、移動により心身の状態の悪化を招く、特別な設備が必要であるなど、福祉避難所等に直接の避難が必要な場合、個別避難計画作成の過程において、事前に避難先との調整を行い、具体的な手順等を定めておくことが適当である。

6 社会福祉施設、医療機関等との連携

(1) 指定福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

- ▶ ○○市（町）は、専門的な人材の確保や福祉機器の調達、緊急入所等に関しての協力を得るため、社会福祉施設、医療機関等との情報共有の場を設ける。
- ▶ ○○市（町）は、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから、関係団体・事業者同士の協定を締結するなど、平常時から連携強化を図る。
- ▶ ○○市（町）は、指定福祉避難所での感染症や熱中症の発生・拡大の防止、及び発症した場合の適切な対応を図るため、事前に保健・医療関係者の助言を得つつ指定福祉避難所や一般の避難所等の計画、検討を行うことが重要である。また、医療機関等と協定を締結して、避難所の開設後においても随時、必要に応じて保健・医療関係者に相談を行える仕組みづくりの検討を行うなど、平常時から連携強化を図る。

<参考>

協定締結事例（県）

「災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定」

- ア 協定の相手 静岡県老人福祉施設協議会
- イ 協定の目的 災害時における高齢者福祉施設のサービス継続のための施設間や地域の連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築する。
- ウ 協定の内容 ①静岡県老人福祉施設協議会の役割（下記事項を会員に協力要請）
 - ・同種の高齢者福祉施設との連携協定の締結
 - ・市町と福祉避難所等協定の締結
 - ・災害時における要配慮者の受入れや被災福祉施設等への職員派遣の協力
 - ・災害時における被災福祉施設等への職員派遣実施の報告 等②県の役割
 - ・会員と同種施設との連携協定の締結に係る指導、助言、調整等
 - ・連携協定締結状況及び災害時における会員からの派遣可能な職員数の登録
 - ・災害時に職員の派遣要請があった場合、市町等との連絡調整

(2) 緊急入所等への対応

- 指定福祉避難所は、福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の者が対象となるが、認知症の人など、専門的なケアを要する要配慮者については、専門的な施設への緊急一時入所等の対応が必要となることから、〇〇市（町）は、社会福祉施設等と事前に協議を行い、緊急入所に関する協定を締結するなどの連携を図る。
- 症状の急変等により医療処置や治療が必要と判断される場合は、医療機関への搬送が必要となるため、〇〇市（町）は、平常時から医療機関等との連携を図る。

第2章 災害時における取り組み

1 指定福祉避難所の開設

(1) 災害状況の把握、開設の判断

- ▶ ○○市（町）は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、指定福祉避難所開設の判断に必要な災害の状況を把握する。
 - ・災害の規模、発生場所
 - ・要配慮者の避難状況（避難場所、人数、世帯数など）
 - ・指定施設の安全性（ライフラインの使用可否、応急危険度判定結果）
- ▶ ○○市（町）は、把握した災害の規模、災害の発生場所、要配慮者の避難状況、指定施設の安全性から指定福祉避難所の開設を決定する。
 - ※災害時に即応（チェック）可能なチェックリスト等を作成しておく。

(2) 人員の配置

- ▶ ○○市（町）は、指定福祉避難所を開設したときは、必要に応じて担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得ながら指定福祉避難所の管理運営にあたる。
- ▶ 緊急時には職員派遣が困難で、施設管理者に運営を任せる場合がある。その場合でも可能な限り、職員を連絡要員として派遣し、調整等にあたる。

(3) 開設の周知

- ▶ ○○市（町）は、指定福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその利用方法、対象者を周知する。

(4) 開設の期間

- ▶ ○○市（町）は、災害救助法に基づき、原則として、災害の発生の日から7日以内を開設期間とする。
 - ・大規模災害の場合で、7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、厚生労働省及び県との協議により必要最低限の期間を延長することができる。

2 指定福祉避難所の運営

<参考>

「避難所運営マニュアル」、「避難所運営チェックリスト」の活用

指定福祉避難所の運営については、「避難所運営マニュアル（静岡県）」、「避難所運営チェックリスト（静岡県）」に記載されていることを基本事項とし、要配慮者に対し特に配慮が必要な事項については、本マニュアルを参考にして運営する。

(1) 要配慮者等の受け入れ

- ▶ ○○市（町）は、施設管理者と協力し、指定福祉避難所を開設し受入体制が整い次第、要配慮者を受け入れる。
 - ・ 障害の状態、心身の健康状態等を考慮して、必要性の高い人を優先的に受け入れる。
 - ・ 介護等にあたる最低限の家族を受け入れる。

<参考>

福祉避難所へ受け入れる要配慮者の優先順位等

一時避難所で健康相談等を担当する保健師と、福祉避難所を運営する要配慮者支援班が連携し、要配慮者数や福祉避難所の設置状況に応じて、受け入れの優先順位等を決める。

なお、優先順位を決める際は、要配慮者の状態により、社会福祉施設への緊急入所、医療施設への緊急入院も考慮する。

(2) 避難者名簿の作成・管理

- ▶ ○○市（町）は、施設管理者と協力し、指定福祉避難所に避難している避難者の名簿等を作成し、随時更新する。
 - ・ 名簿の整理及び集計を定期的に行い、必要に応じ災害対策本部へ報告する。
 - ・ 避難者が退所するときは、可能な限り転出先を確認して記録する。
 - ・ 避難者が公開を望んだときは、避難者名簿の住所と氏名を指定福祉避難所受付窓口に掲示する。ただし、必要最低限の情報とするなど、避難者のプライバシーを守るための配慮を行う。

(3) 指定福祉避難所レイアウトの作成

- ▶ ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難者の状態や施設の被害状況等を考慮し、共同生活が円滑に進められるよう、避難所のレイアウトを早期に設定する。
 - ・ 限られたスペースでプライバシーを守れる居住空間を考慮するため、衝立て（間仕切り）等を有効活用する。
 - ・ 小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てる。

<参考>

「災害時における難病患者支援マニュアル」の活用

特別な設備等が必要な難病患者への支援については、「災害時における難病患者支援マニュアル（静岡県）」を参考にする。

(4) 人材（支援者）の確保

- ▶ ○○市（町）は、指定福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ、生活相談員等について、福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら人材の確保に努める。また、不足する場合は災害対策本部に要請する。
- ▶ 指定福祉避難所の運営支援等において、福祉専門職や看護専門職、医療専門職、リハビリ専門職の支援が必要な場合は、以下のとおり専門職による支援チームの派遣について、県を通じて要請をする。
 - ・福祉専門職：静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）
 - ・看護専門職：災害支援ナース（静岡県看護協会）
 - ・医療専門職：日本医師会災害医療チーム（JMA T）
 - ・リハビリ専門職：日本災害リハビリテーション支援協会（JRA T）
- ▶ ○○市（町）は、避難施設運営状況によりボランティアの援助が必要と判断した場合は、人員や活動内容について、災害ボランティアセンターに要請する。また、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。
- ▶ ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難生活に関する支援を分担する。
 - ・要配慮者介護、看護活動の補助
 - ・清掃及び防疫活動への応援
 - ・災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
 - ・手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - ・その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

※要請とは別に、ボランティアが直接来た場合は、受付、ボランティア保険の加入、適正な配置等のため、市町災害ボランティアセンターに行くよう伝える。

<参考>

静岡DWA T

福祉施設等の職員で、所定の研修を修了した者の中から1チーム5名程度で編成する福祉専門職チームであり、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員をリーダーに、保育士や精神保健福祉士、生活相談員、介護職員等でチームを編成する。

主に、指定避難所や指定福祉避難所の開設・運営支援を中心に、ニーズ把握、移送支援、医療連携、環境整備等を支援する。

<参考>

災害支援ナース

被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地での適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職であり、都道府県看護協会に登録されている。

<参考>

JMAT (Japan Medical Association Team)

被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チーム。

JRAT (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)

被災した市町の避難所等で支援活動を行う、医師と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリ専門職で編成する医療チーム。

<参考>

ボランティアの受入

- 特に人手が多くかかる部分は、ボランティアの支援を検討する
- ボランティア派遣は原則として市町災害ボランティアセンターを通じて受ける
 - ・避難所に直接来たボランティアも、原則として、市町災害ボランティアセンターで登録を行ってから活動してもらう。
- 避難所での受付
 - ・「ボランティア受付票」を作成し、以下のような項目を記録する。
 - ✓ボランティアの氏名、住所、電話番号、性別、職業、活動内容、ボランティア保険の加入状況 など
- ボランティアへの依頼事項を検討する
 - ・派遣されたボランティアに依頼する業務を伝えるとともに、安全には十分に配慮し、危険な作業は決して行わせない。
 - ・組織化されたボランティアの場合は、ボランティアのリーダーと協議を行い、どの役割を担ってもらうか決める。
- 保険加入の確認
 - ・保険未加入のボランティアには保険加入を要請する。
 - ・全国社会福祉協議会のボランティア活動保険がある。
- ボランティアであることがわかるように名札や腕章で示す
 - ・見返りを求めたり、勧誘・セールスを行うボランティアは、即刻退去させる。
- 「市町災害ボランティアセンター」・「県災害ボランティア本部・情報センター」
 - ・各市町の災害ボランティアセンターは、市区町の社会福祉協議会を中心に組織されます。
 - ・ボランティアに関することは、各市区町の社会福祉協議会へ連絡してください。
 - ・静岡県全域の対応は、静岡県社会福祉協議会、静岡県ボランティア協会が運営する「県災害ボランティア本部・情報センター」（静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）内に設置）によって、市町災害ボランティアセンターの支援、情報提供、配置調整などが行われます。
 - ・「県災害ボランティア本部・情報センター」の運営には、全国社会福祉協議会や被災地域外の社会福祉協議会等が支援に入ることになっています。

※資料：「避難所運営マニュアル」（静岡県）から抜粋

(5) 食料・物資の配給と管理

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、食料、物資が十分に行き届かないことも予想されるため、在庫の状況を常に把握して計画的に配給する。
 - ・特別な要望（介護用品、衛生用品等）については、個別に対応できるよう努める。
 - ・不足する食料、物資がある場合は、内容及び数量を取りまとめて、災害対策本部へ配給を要請する。
 - ・要請した食料、物資が搬送されたら、受払簿等に記入し、物資保管場所へ保管する。

(6) トイレに関する対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、施設内のトイレが使用可能かどうか早急に調べ、排水管の破損等により使用不可能なトイレは使用を禁止する。
 - ・洋式ポータブルトイレを設置する。
 - ・手すり等を可能な範囲で設置する。
- ○○市（町）は、避難者数に比べてトイレ数が少ない場合などは、仮設トイレの設置を災害対策本部に要請する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、衛生管理（清掃、手洗い消毒液の交換など）を毎日行う。仮設トイレのくみ取りは、状況を見て早めに要請する。

(7) 避難施設内の清掃とごみに関する対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難所全体で毎日1回の清掃を心掛ける。
 - ・避難者自身も可能な範囲で清掃に協力する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協議の上、ごみの集積場所（収集が容易で屋外の直射日光が当たらない場所）を指定し、張り紙などにより避難者等への周知徹底を図る。
 - ・ごみは、各自で可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。

(8) 防疫に関する対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、手洗い・うがいを徹底する。
 - ・手洗い用の消毒液をトイレなどに配備して手洗いを励行する。消毒液は定期的に交換する。
 - ・外出から帰ってきたら必ずうがいをする。マスクやうがい薬などの予防対策にも心掛ける。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、食器の衛生管理を徹底する。
 - ・衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用する。

- ・使い捨ての食器が十分確保できない場合は、各自の用いる食器を特定し、十分に洗浄する。
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、飲料水の安定的な供給ができる場合は、入浴や洗濯などを実施する。（洗濯場や洗濯物干し場を確保）
- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、体調を崩している人（風邪や下痢など）の有無を把握する。
- ノロウイルスやインフルエンザなど感染症が発生した場合、感染者との接触を制限するなど、感染の拡大防止に努める。

<参考>

「災害時健康支援マニュアル」の活用

避難所における健康管理、公衆衛生への対応については、「災害時健康支援マニュアル」（静岡県）を参考にする。

(9) 問い合わせへの対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、作成した避難者名簿に基づき、安否確認等への問い合わせに対応する。
 - ・避難者のプライバシーと安全を守るため、受付・対応者を特定する。
 - ・電話は直接避難者には取次がない。掲示等により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をする。（指定福祉避難所内の電話は受信専用とする。）

(10) 取材等への対応

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、取材等へ対応する。
 - ・原則として、居住空間に立ち入る際は、避難者全員の了解を得る。
 - ・避難者に対する取材、写真撮影等は、係の者を介して避難者が同意した場合のみ行う。

3 指定福祉避難所における要配慮者への支援

(1) 要配慮者の支援

- ○○市（町）は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者の健康状態や必要な支援などを把握する。
 - ・男女のニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努める。

<参考>

「男女共同参画の視点からの防災手引書」の活用

男女双方の視点を取り入れた避難所運営については、「男女共同参画の視点からの防災手引書（静岡県）」を参考にする。

(2) 福祉サービスの提供

- 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図るため、〇〇市（町）は、施設管理者と協力し、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。
 - ・指定福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、福祉各法による実施を想定する。

(3) 相談窓口の設置

- 〇〇市（町）は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者とその家族の相談に対応する相談窓口を設置し、生活相談員等による総合的な福祉、健康相談、生活相談等を行う。

(4) 緊急入所等の実施

- 〇〇市（町）は、施設管理者と協力し、指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。
 - ・要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

4 指定福祉避難所の解消

(1) 統廃合と解消

- 指定福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。
- 〇〇市（町）は、指定福祉避難所の利用が長期化し、指定福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、指定福祉避難所の統廃合を図る。また、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明し、指定福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。
- 〇〇市（町）は、避難している要配慮者が撤収し、指定福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を解消する。

<参考>

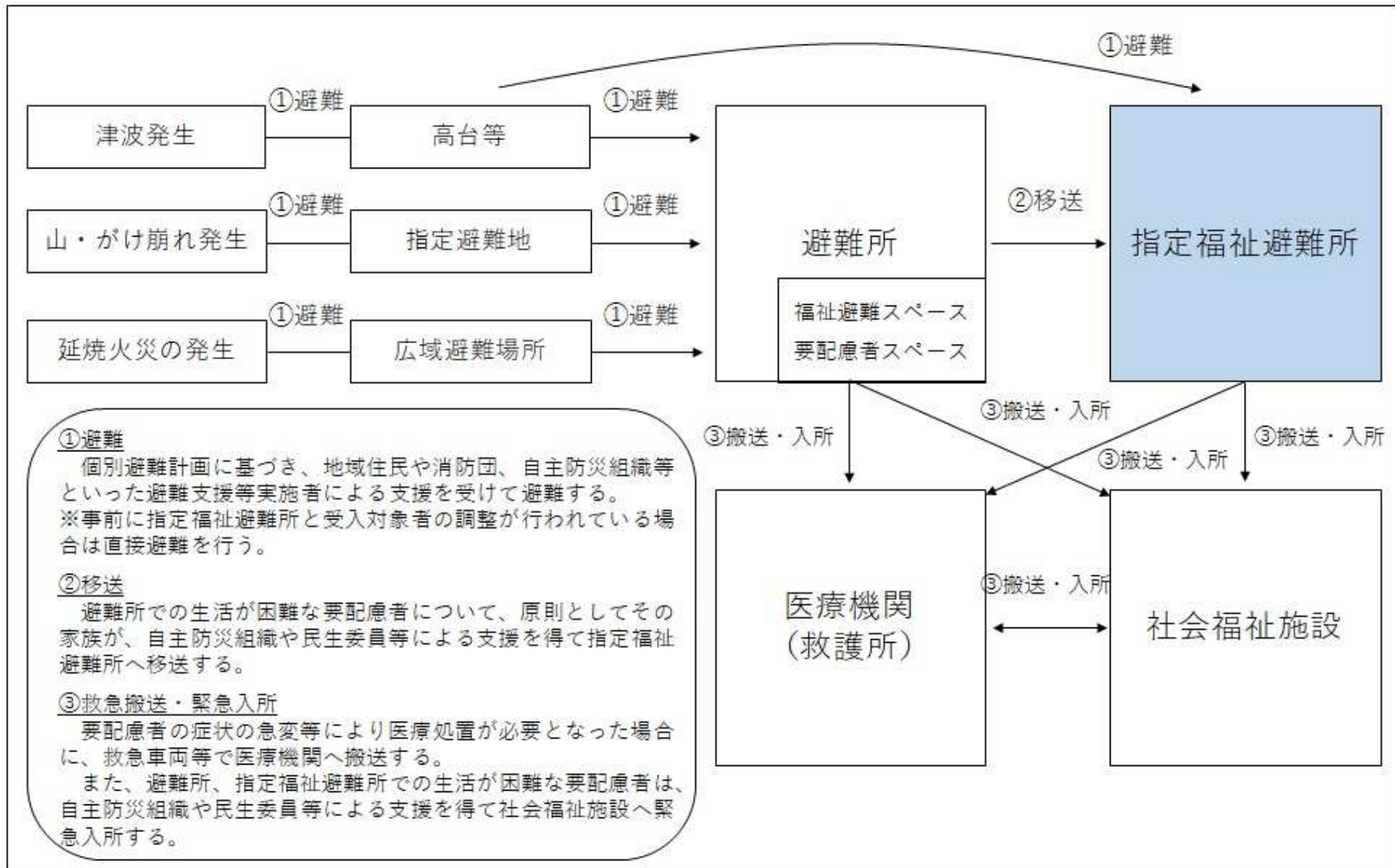
文部科学省の『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』及び静岡県の「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（災害安全）」の活用
学校を避難所とする場合は、ガイドライン等を参考にし、教育活動の早期正常化（学校再開）を図ること。

第3章 指定福祉避難所の開設・運営の流れ

段 階	対 応	市町 (県と連携)	施設・ 関係機関
平常時	対象者の把握	○	
	指定及び公示・周知	○	
	訓練等の実施	○	○
	施設設備の整備	○	○
	物資・器材・人材・移送手段の確保	○	○
	社会福祉施設、医療機関等との連携	○	○
予知情報	指定施設への情報提供	○	
	指定施設への開設の協力依頼	○	
災害発生 ～ 2日	災害情報の把握、開設の判断	○	
	人員の配置（職員派遣）	○	○
	開設の周知	○	
3日以降	運営開始	○	○
	・要配慮者の受け入れ（移送）	○	○
	・避難者名簿の作成・管理	○	○
	・レイアウト作成	○	○
	・人材（支援者）の確保	○	○
	・食料・物資の配給と管理	○	○
	・トイレの設置	○	○
	・清掃、ごみ集積	○	○
	・防疫対策	○	○
	・問い合わせ対応	○	○
・要配慮者への支援	○	○	
復旧期	統廃合	○	○
	閉鎖	○	

※3日以降の「3日」の区切りは目安である。

第4章 指定福祉避難所への避難者の流れ



第5章 参考資料

1 指定福祉避難所の設置に係る費用の取扱い

- 災害救助法により、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用について、限度額の範囲で支出される。
 - 指定福祉避難所の事業内容は、避難所の設置、維持、管理及び日常生活の支援を含めた生活に関する相談等であり、そのため支出できる費用は、当該地域における通常の実費を加算できる。
 - 指定福祉避難所の設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。
 - ・対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費
 - ・日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費
 - ・概ね10人の指定福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費（生活に関する相談等に当たる職員は、社会福祉施設等における介助員相当を想定しており、その配置数を計算するに当たって、指定福祉避難所の対象者数に介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。）
- ※指定福祉避難所を閉鎖した場合、後始末ないし残存資材の処分等、原状回復に要する費用も加算できる。

2 要配慮者の特徴と留意事項

要配慮者は、情報の取得、判断、避難などの行動において個々の特徴がある。その一般的な特徴と主な留意事項は次のとおりである。

区分	一般的な特徴	主な留意事項	
身体障害のある人	肢体不自由	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障害者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導には、一般的には、車椅子等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。(重度の障害者の場合には不可欠)
	内部障害	<p>内臓の機能障害により日常生活が著しい制限を受ける場合が多い。</p> <p>血液透析患者は、2～3日ごとに人工透析を受ける必要がある。</p> <p>オストメイトは、定期的に装具の交換の必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害の内容に応じた日常生活用具や医療機器等の確保、人工透析・人工呼吸療法等の医療対応が必要であり、災害時に緊急対応が必要な場合もある。 オストメイト用専用トイレの設置・区分(表示)が必要である。
	視覚障害	視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。	<ul style="list-style-type: none"> 音声による情報伝達や状況説明が必要である。また、一般的には、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠である。
	聴覚障害	音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。	<ul style="list-style-type: none"> 文字をボードに記入するなど、視覚情報(文字、絵図等)を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。
	盲ろう	視覚障害と聴覚障害の2つの障害を併せ持っている。障害の状況により、必要なコミュニケーション方法に違いがあることから、それぞれの方に確認が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 手書き文字、触手話(相手の手に自分の手を重ね触って手話を読み取る等)、指点字等の支援を行う盲ろう者向け通訳兼介助者等の協力を得ることが望ましい。

区 分	一般的な特徴	主な留意事項
知的障害のある人	<p>情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。</p> <p>環境の変化、予想外のことに適切に対応することが苦手で、困った場合など、精神的な動揺が見られることもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかに、ゆっくりと、簡潔な言葉で、説明することに心がける。 ・本人を理解し関係のできている家族、支援者、介助者などがそばにいて支援してもらえると、本人を安心させ適切な行動につなげやすい。
発達障害のある人	<p>見た目では分からない。人により違うが、次のような特徴がみられる人がいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉でのやりとりが何となく難しい。 ・他の人との関わりが苦手 ・初めて体験することに強い不安を感じる。 ・集中が長く続かない。 ・大勢の人に対して説明された場合や早口の説明は理解できないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかに、ゆっくりと、簡潔な言葉で、説明することに心がける。 ・言葉の説明だけではなく、一緒に同行して支援することが必要な場合もある。 ・静かな場所やついたてなどで、他の人の視線を感じにくくする。 ・状況に応じて、個別にやり取りや支援をする。
精神障害のある人	<p>環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要となる人が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。
高齢者	<p>個人差が大きくなるが、加齢による身体的能力の低下がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器機能（骨・関節・筋肉）の低下 ・体温調整能力の低下（脱水症状を起こしやすい） ・視力・聴力の低下 ・認知機能（判断力、理解力等）の低下や複数の病気、症状を持っている人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達や避難行動に支援を要する場合がある。 ・避難所生活において体調の変化に留意する必要がある。

区 分		一般的な特徴	主な留意事項
高齢者	一人暮らし	災害情報の覚知が遅れる場合がある。また、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報伝達や支援者、介助者等による避難誘導等が必要である。
	寝たきり	自力で避難できず、また、自分の状況を伝達することや自分で判断し、移動することが困難な場合がある。 医療的ケアが必要な場合もある。	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認や状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の支援が必要である。 移動時には車いすやストレッチャー、特殊車両が必要な場合がある。 生命維持のために医療的ケアが受けられるよう支援が必要な場合がある。
	認知症	自分の状況を伝達することや自分で判断し行動することが困難である。 環境の変化（人や場所）により不穏になる。 大きな空間での生活はストレスになる。	<ul style="list-style-type: none"> 馴染みの支援者、介助者等による避難誘導が必要であり、平常時からの関わりや支援関係づくりが大切である。 避難所では、特性に配慮した対応が必要である。
妊産婦		災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。	<ul style="list-style-type: none"> 身体に配慮した適切な誘導等が必要である。 避難所では、妊産婦の体調の変化に留意し、配慮した対応が必要である。
乳幼児・子ども		自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に家族や大人の支援が必要である。急激な環境の変化で、思わぬ事態が起きる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等による適切な誘導が必要である。 避難所では、乳幼児・児童の特性や育児等に配慮した対応が必要である。

区 分	一般的な特徴	主な留意事項
性的マイノリティ (LGBTなどの性的少数者)	差別や偏見を恐れて、周りに打ち明けることができない当事者が多い。	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃から、多様な性のあり方について正しく理解し、災害時のニーズに対応できるよう備えておく必要がある。 • 避難場所では、プライバシーに配慮するとともに、当事者の意思を尊重した対応が必要である。
難病患者	災害時の避難行動に介助が必要となることが多い。	<ul style="list-style-type: none"> • それぞれの疾患の特性に対応した、継続的な医療の確保が必要である。
外国人の方	<p>日本の災害に関する知識が不足している可能性がある。日本語を十分理解できない場合がある。</p> <p>宗教・文化により生活習慣が異なる場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害知識の不足に留意し、やさしい日本語による情報提供を心がける。 • 宗教や文化の違いに配慮する。

※資料：「災害時要配慮者支援の手引き」（静岡県）から抜粋